

## 今後の検討の進め方について

- 1 認定基準全般の検討・検証を行うに当たり、現在の認定基準の枠組み（3つの要件）に沿って議論していくことでよいか。

### （認定要件）

次の(1)、(2)又は(3)の業務による明らかな過重負荷を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に該当する疾病として取り扱う。

- (1) 発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事（以下「異常な出来事」という。）に遭遇したこと。
- (2) 発症に近接した時期において、特に過重な業務（以下「短期間の過重業務」という。）に就労したこと。
- (3) 発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務（以下「長期間の過重業務」という。）に就労したこと。

- 2 現在の認定基準の要件（異常な出来事・短期間の過重業務・長期間の過重業務）に関して、どのような点を検討・検証することが必要と考えるか。  
また、検討に当たり、どのような資料が必要か。

### （考えられる検討・検証事項）

- ・ 基準の妥当性
- ・ 基準の具体化・明確化
- ・ 評価期間
- ・ 労働者の多様性を考慮した業務の過重性の評価                      など

### （想定している資料）

- ・ 医学的知見
- ・ 社会生活基本調査（総務省）、国民生活時間調査（NHK 放送文化研究所）
- ・ 過去の支給決定事例
- ・ 過去の裁判例    など